



# 隠ぺい・強弁の政治・行政に 未来はあるのか —公益通報、公文書問題から

情報公開クリアリングハウス 三木

# 情報公開クリアリングハウスとは

- 1980年設立の「情報公開法を求める市民運動」が前身。政府の持つ情報に対する知る権利を獲得するため、情報公開法を制定しようと始まる
- 1999年に情報公開法が制定され、組織改編・名称を変更して情報公開クリアリングハウスに。同年12月にNPO法人化
- 公的機関における市民の知る権利の確立がミッション、その手段として情報公開制度、個人情報保護制度、公文書管理制度、公益通報者保護制度、秘密保護制度が関心対象

# 主な活動

## 相談・支援

- ・ 一般市民、NPO関係者、報道関係者

## 制度を使う

- ・ 調査、事例づくり、訴訟／審査請求、アーカイブ公開

## 情報収集・提供、調査

## 意見表明・政策提案



# 隠ぺい・強弁が招く政治・行政不信

森友学園  
問題

兵庫県知事  
問題

何がもっとも不信を招いたか？



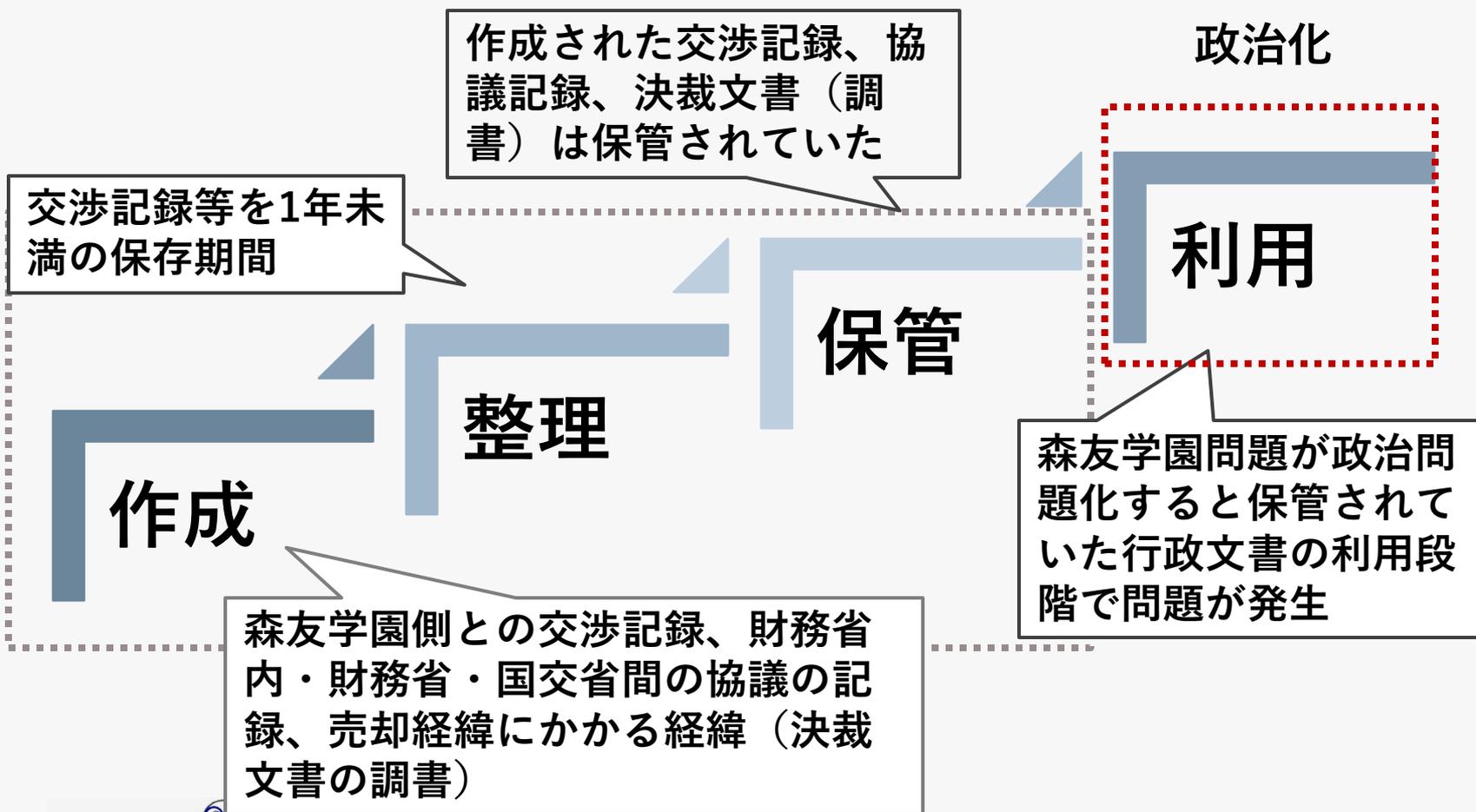
# 森友学園問題

- 森友学園への国有地の低価格での売却
- 政治家の関与
- 決裁文書の改ざん
- 交渉記録の廃棄

# 兵庫県知事問題

- 元県民局長により公益通報された問題内容
- 通報者探しのための調査
- 通報者に対する懲戒処分
- 公益通報に該当するか否か問題
- 情報漏洩指示問題

# 森友学園問題と公文書管理



# 問題が政治化した背景

総理が「国会議員をやめる」答弁  
(2017年2月17日)

政治家がらみの交渉記録の廃棄開始

佐川理財局長（当時）が森友交渉記  
録廃棄済み答弁（同24日）

決裁文書の改ざん、政治家関係以外  
の交渉記録の廃棄開始

2018年財務省報  
告書より

特定非営利活動法人



情報公開ケリアリソングハウス

# 森友交渉記録の状況（2018年財務省調査）

- 交渉記録は事案終了までの1年未満保存文書。「事案終了」がいつかが整理されたのは、2019年2月以降
  - 2016年6月20日をもって「事案終了」
  - 本省理財局審理室長から理財局長に報告、近畿財務局にも伝達
- 2017年2月17日の安倍総理答弁を受け、本省理財局総務課長が審理室長、近畿財務局管財部長に、総理夫人の名前の入った書類の存否確認
  - 本人からの照会はないが、総理夫人付きからの照会文書は保有していることを確認
- 2月21日に本省総務課長から近財・管財部長に政治家関係者をはじめとする各種紹介状況リストの作成依頼→近財から審理室長に送付

# 森友交渉記録の状況（2018年財務省調査）

- 本省総務課長が審理室長に政治家関係者からの照会状況に絞り込んだリストの作成を指示→リストを理財局長に報告
  - このときに理財局長が、応接録等の取り扱いは文書管理のルールに従って適切に行われるものとの考えを示す
    - 総務課長は**政治家関係者との応接録等の廃棄指示**と受け止め、審理室長に伝達、近財・管財部長にも伝達。本省理財局次長や国有財産企画課長にも共有
- 近畿財務局で政治家関係者の応接録等を廃棄。本省理財局でも廃棄を進めるが、電子ファイルは廃棄されずに残ったものもあった

# 森友交渉記録の状況（2018年財務省調査）

- 2月24日の理財局長答弁後に、局長が総務課長に文書管理の徹底についての念押し
  - 総務課長は、残っている応接録の適切な廃棄を指示されたと受け止め、文書管理の徹底を近財・管財部長に伝達
- 近財・管財部長は適切な文書管理を行う旨を繰返し周知
  - 紙媒体、電子ファイルの廃棄が進められる
  - ※個々の職員の判断で手元に残されたものも存在
- 総務課長から審理室長に文書管理はルールに従って適正に行うよう話があり、審理室長から職員に伝達
  - 一斉廃棄を指示されたと認識していない職員も存在。紙文書の廃棄が進められたが、電子ファイルは保存されたまま

# 森友交渉記録の状況（2018年財務省調査）

- 2017年5月に証拠保全の申し立てが東京地裁に申し立てられ、それ以上の廃棄は行われなかった
- この「証拠保全の申し立て」が、情報公開クリアリングハウスの提起した情報公開訴訟に併記して行われたもの

# 森友学園問題と情報公開・公文書管理

- 象徴しているのは、情報公開法や公文書管理法の制度の問題である以上に、法を実行・運用する組織の問題であること
- 特に、行政組織（実務レベル）と政務・幹部（政治レベル）の関係の問題であること
- とりわけ「違法でなければ良い」という政府・政治の傾向が顕著に出ている問題であること

# 森友学園文書

- 2025年4月に赤木雅子さんの検察に任意提出した文書の情報公開請求に対し、情報公開法の「公益裁量開示」の規定を適用することで、売却の交渉記録、決裁文書改ざん、交渉記録廃棄等に関する行政文書の一部開示始まる
  - 公益裁量開示とは、不開示情報に該当するが、高度な裁量的判断で公益性があるとして例外的に開示をすることができるというもの（情報公開法7条）
- ただし、交渉記録の一部開示は限定的に以前から始まっていた

# 刑事告発

## ◦ 国有地売却関連

- ① 近畿財務局長、本省審理室長、近畿財務局売却担当者、大阪航空局職員の背任罪・証拠隠滅罪
- ② 売却決定をした近畿財務局管財部職員の公務員職権乱用罪

## ◦ 公文書廃棄関連

- 財務省理財局長ら幹部職員、近畿財務局幹部職員に対する公用文書毀棄の罪

## ◦ 公文書改ざん関連

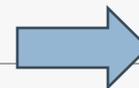
- 財務省理財局長（改ざん当時）ら幹部職員、近畿財務局長に公用文書等毀棄、虚偽有印公文作成罪、同行使罪

# 情報公開クリアリングハウスによる情報公開請求

近畿財務局 (2017/2/27 付け)	① 森友学園への国有地売却に関連して国土交通省大阪航空局と行った協議、打ち合わせの内容のわかるものとその際の資料 ② 森友学園への国有地貸付、売却に関して行われた本省との打ち合わせ、協議、照会の内容を記録したものとその際の資料 ③ 森友学園への国有地売却に関する交渉、協議等に関する内容を記録したもの
財務省 (2017/3/2 付け)	森友学園への国有地売却に関する交渉、協議等に関する内容を記録したもの
大阪航空局 (2017/2/27 付け)	森友学園への国有地売却に関連して財務省近畿財務局と行った協議、打合せの内容のわかるものとその際の資料と、本省との協議、打合せ、照会の内容わかるものとその際の資料

特定非営利活動法人

情報公開クリアリングハウス



すべて不存在

# 情報公開訴訟の経過

2017年5月17日 提訴  
取消請求、国賠請求、証拠保全申し立て

行政機関内、  
行政機関間の  
協議記録は全  
部不開示

2018年12月11日 不存在決定取り消  
し・一部開示決定（財務省・近財分）

2019年3月11日 不存在決定取り消し・  
一部開示決定（大阪航空局分）

2019年11月29日 財務省が一部決定取  
り消し開示部分を拡大（のちに大阪航空局も拡大）

# 情報公開訴訟の経過

2022年1月20日 裁判所の訴訟指揮により財務省が開示部分を拡大した文書を証拠提出

全部不開示文書のうちいつのどのような要件の協議かまで分かる情報が開示

2022年4月28日 裁判所の訴訟指揮により大阪航空局が開示部分を拡大した文書を証拠提出

2023年10月31日付で財務省がさらに一部決定取り消し、開示範囲を拡大する決定

さらに開示範囲が拡大され、若干内容がわかるようになる

2023年12月28日 大阪航空局が一部決定取り消し、開示部分を拡大する決定

# 開示文書の齟齬

- 赤木さんに開示された交渉記録と、情報公開クリアリングハウス（当方）が一部開示を受けている交渉記録に齟齬

2025年4月赤木さんに開示分に含まれているが、当方開示分に含まれていない文書件数	約54件
当方開示分に含まれているが、2025年4月の赤木さんに開示分に含まれていない文書件数 （うち6月開示分に含まれているもの）	40件 （12件）

# 何が検察任意提出文書になかったのか

2013年8月	3	2015年6月	2
2014年4月	3	2015年8月	1
2014年5月	13	2015年10月	2
2014年6月	2	2015年11月	3
2014年7月	1	2016年1月	1
2014年9月	1	2016年2月	1
2014年11月	1	2016年3月	1
2015年2月	2	2016年6月	1
2015年5月	2		40

情報公開クリアリングハウスに一部開示されていたが、任意提出されていない文書件数

# 交渉記録として何が残っているの？

- 情報公開クリアリングハウスに開示しているのは、2018年調査に際して、財務省大臣官房秘書課が残っているものの提供を求めて集めたもの
- 赤木さんに開示しているのは、検察に任意提出した文書（いつどこにあったもの？）
- 残念ながら、いまだ財務省自身が今何を持っているのか自体が不明
  - 当初の保有状況は不明、現在の保有状況も不明
  - もともとどのような文書を保有していたのかは、確認できないと財務省

# もう一つの論点

- 国有地売却への政治家による働きかけや対応の記録はある程度記録され公開されている
- 2017年2月に政治問題化した後の財務省幹部、財務省政務三役、官邸側の間でのやり取りが不明であること

# 記録作成の問題は政治レベル

## 政治レベル

- 総理大臣、官房長官、副官房長官、政務三役、これらを補佐する役割の者
- 各行政機関の幹部（事務次官、局長など）

## 実務レベル

- 実際に文書の作成・取得を行っているレベル
- 中間管理層

# 行政文書に残らない政治レベルの動向

- 政治レベルの活動記録→記録がない or 薄い
  - 活動を記録したもの（大臣日程表は1日保存ないし数日の保存期間）、指示、どのような資料や情報をいつ把握・報告を受けたのかなどの記録が体系的に長期保存される仕組みになっていない
  - 政治レベルが自身の動向を記録しなければ、実務レベルで記録を十分に残すことは困難

# 行政文書（公文書）の権力

- 行政文書は「国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）→では行政文書という存在を論じていけばよいか？
- 記録を残す・残さない、何を残して何を残さないかをめぐる権力
  - 記録を残す官僚組織側が持つ権力⇔記録を残される側の政治家の保身
    - 政治力により記録を残させないという権力

# 行政文書とは何か

- 法律（情報公開法、公文書管理法）で形式的な要件は規定されている
- 文書とは、組織の活動や意思決定を通じて生産されるもの（組織の活動や意思決定があって、文書が初めて存在する）
- 文書とは、生産される組織の文化や質、風土を反映するもの
- 行政文書の管理の適正化とは、組織が責任ある運営を行っているという運営の適正化

# 情報公開制度のジレンマ

行政機関への不信・疑問・問題意識

情報公開請求

行政文書は行政機関が保有

作成・管理、請求文書の特定、公開・非公開の判断